

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料（特定事業所加算Ⅱが含まれています）

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（１～３割）に応じた額です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別１単位当たりの単価 １０円

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	1,790円	179円	358円	537円
	20分以上30分未満	2,680円	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満	4,260円	426円	852円	1,278円
	1時間以上1時間30分未満	6,240円	624円	1,248円	1,872円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	900円 を加算	90円 を加算	180円 を加算	270円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		710円 を加算	71円 を加算	142円 を加算	213円 を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,970円	197円	394円	591円
	45分以上	2,420円	242円	484円	726円

※ 利用者の心身の状況等により、１人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、２人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の２倍の料金となります。

※ １回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 1 0 円

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,000円	100円	200円	300円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,000円	200円	400円	600円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 1 0 円

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	基本利用料の10%			
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	介護現場で働く職員の賃金改善に関する要件及び職場環境等要件を満たす場合	利用合計の24.5%			